自主防災会
活動マニュアル

平成２２年度改訂

み よ し 市

はじめに

　１９９５年１月１７日午前５時４６分に阪神・淡路大震災が発生し、既に１５年が経過しました。

　東海地震発生の切迫性については、１９７６年に東海地震説が発表されたことに伴い、地震予知推進本部が設置され、１９７８年には「大規模地震対策特別措置法」が制定されました。

　この特別措置法は、地震から国民の生命や財産を守るため、地震防災対策強化地域を指定し、地震の観測体制を整備するためにつくられた法律で、防災に対する特別の措置を定めることで地震対策強化を図り、社会の秩序維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

　２００２年の東海地震の防災対策強化地域の見直しにより、みよし市は強化地域に指定され、翌年には東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されました。

　みよし市では、市と市民が一体となった地震防災対策に取り組んでまいりましたが、中でも自主防災会は、災害発生時における地域の防災活動には欠かせない存在であります。

　現在、全ての地区に自主防災会が結成され、防災訓練の実施や防災資機材の整備などが行われていますが、地域では、自主防災活動への取り組みの格差や防災訓練のマンネリ化など、様々な問題を抱えてきているのが実情であります。

　自主防災活動を活性化するためには、行政による働きかけもさることながら、リーダーとなる方の熱意やリーダーシップによることが大きく左右されると考えられます。

　この自主防災会マニュアルは、自主防災会のリーダーとなられた方のために、その役割や組織の基本的な活動内容などについて、参考資料となるようまとめております。

　地域での自主防災会の活動をより一層充実させるための参考としていただきますようお願いします。

みよし市市民協働部防災安全課

目　　次

１．　自主防災会とは　　頁

（１）　自主防災会の必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）　自主防災会の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（３）　自主防災会の編成と活動内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（４）　リーダーの責務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２．　平常時の防災活動はどんなことを行うか

（１）　地域住民への防災知識の普及・啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（２）　危険箇所の把握と要援護者対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（３）　防災訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（４）　代表的な防災訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

３．　災害時の活動

（１）　時間的経過に伴う自主防災活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
（２）　災害応急活動に関する情報収集及び伝達　・・・・・・・・・・・・・・・　１６
（３）　被災者の救出活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
（４）　消火活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
（５）　医療救護活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
（６）　避難行動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
（７）　避難生活　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

４．　近い将来に想定される災害は

（１）　地震発生のメカニズム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（２）　地震の豆知識　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（３）　発生が危惧されている東海地震とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
（４）　東海地震と東南海地震の被害想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
（５）　地震以外の災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

５．　資料

（１）自主防災会規約（参考例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
（２）防災資機材一覧表（参考例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
（３）各種台帳（参考例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
（４）避難場所等防災関連施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（５）災害用伝言ダイヤル「１７１」とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

１．自主防災会とは

（１） 自主防災会の必要性

自然災害による被害は年々増大化し、深刻となっています。特に海面の熱を吸収して育つ台風は、地球温暖化による海面温度上昇に伴い大型化し、世界でも数万人が亡くなるという大被害となっています。

日本でも毎年台風や豪雨に襲われており、洪水や土砂災害によって、尊い生命や財産が失われております。また、最近は「ゲリラ豪雨」と呼ばれる予測困難な局地的豪雨が各地で発生し、甚大な被害をもたらせています。

台風などの風水害以外には、近い将来「東海地震」や「東南海地震」といった大災害の発生が危惧されています。

このような甚大な被害を及ぼす災害が発生すると、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴います。また、行政だけでの対応にも自ずと限界が生じます。

近年、常備消防が整備されたことに伴い、それまで地域防災の担い手であった消防団や自主防災会が、火災現場などで直接消火活動に当たることは、あまり見られなくなってきました。

また、都市化の進展に伴い、少子高齢化や核家族化などが進み、社会構造が複雑化・多様化してきており、地域住民の連帯意識の低下も見られます。

しかし、災害被害は発生直後の初期段階で対応することができれば、被害は最小限に止めることが可能であるため、普段から毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、お互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組むことが必要となります。

だから、「自主防災会」は、地域防災の主役として大きく期待されているわけです。

防災対策の基本は

１．自助	**住人一人ひとりが自分の命は自分で守る**
２．共助	**地域住民が連携して町の安全はみんなで守る**
３．公助	**行政が災害に強い基盤整備を進める**

の３つであると言われています。これらが上手く連携を保つことで、防災対策は最大の効果を発揮することができます。

（２） 自主防災会の役割

自主防災会は、防災に関する住民の安全に関する責務を全うするため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に組織されるものです。

災害発生時には、災害による被害を防止し軽減するため、実際に防災活動の行える組織を作ることが望ましいです。

主な役割として、平常時は防災知識の普及や地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、防災資機材の整備や点検などを行うことですが、災害が発生した場合は、情報収集や伝達、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救出や救護、給食や給水などの活動を行えることが期待されています。

（３） 自主防災会の編成と活動内容

自主防災会とは、地域住民が強制的にではなく、あくまで「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づいて、自主的に結成された組織です。

災害発生時には、災害被害を防止し、軽減するための応急活動を迅速かつ効果的に行うため、あらかじめ活動内容をよく理解し、組織内の役割分担を明確化しておく必要があります。

組織編成の一般的な例として、自主防災会の組織をまとめるための会長や副会長などを置き、その下に次の活動班を置きます。災害時には会長以下次に掲げる各班長が集まり、自主防災会本部を設置します。

本部の役割と活動内容

①	災害情報の収集や活動内容の決定
②	各班の役割分担
③	活動状況の把握
④	役所などの防災機関との連絡・調整

各班の組織と活動内容

班　名	重点活動	内　容
Ａ．情報班	情報収集、伝達、広報活動	・災害の拡大防止のため、地域内のパトロールや被害状況、住民の避難状況の調査を行い、本部に報告。 ・本部からの情報や指示を住民に伝達する。
Ｂ．消火班	火災の警戒	・ガスの元栓や電気（ブレーカー）の切断を住民に徹底させ、出火防止を図る。 ・火災発生時の初期消火（消火器やバケツリレー等）活動と消防署への情報提供等 ・火元となった建物の住民の避難確認。
Ｃ．救出救護班	応急手当、救助活動	・倒壊家屋などの下敷きになった人の救出や負傷者の応急手当及び搬出。 ・応急救護所の設置及び協力。 ・避難所での避難住民の介護。
Ｄ．避難誘導班	避難所へ安全に誘導	・避難路や一時避難所の迅速な安全確認。 ・避難住民の前後、左右に立ち、避難者を保護しながら誘導する。
Ｅ．給食給水班	食糧や飲料水の調達、調理、配給	・停電や断水、ガスの供給停止が予想されるため、救援物資が届くまでの間、自家持ち寄りや自主防災会備蓄の非常食等があれば調理を行う。 ・救援物資が届いた場合は配給を行う（災害時要援護者を最優先すること）
Ｆ．衛生班	防疫の協力、し尿対策	・衛生管理、ゴミ、風呂、仮設トイレ、掃除など ・生活用水の管理など

（４） リーダーの責務

自主防災会のリーダーとなる会長や副会長、各班長などの方は、自ら防災に関する基本的な知識と技術を身につけ、日頃から住民の防災意識を高める努力をすることが必要です。災害発生時には自主防災会を適切に指導し、率先して行動することが要求されます。まずは、地域の現状や自主防災会の組織を知ることから始めましょう。

自主防災会は個人のプライバシーに関わる事柄が多くなるので、個人情報の保護には細心の注意を払うことも必要です。

ア．情報伝達体制の整備

① 災害時に市が発令する避難準備情報・避難勧告等は、防災行政無線や防災情報メール（みよし安心ネット）、自主防災会長（区長）へのＦＡＸ連絡、市の広報車や消防団による広報などが考えられますが、正確な情報が全戸に伝わらないことも想定されます。日頃から全世帯に組織的に情報伝達ができるような体制作りも必要となります。

イ．自主防災会の活動計画の策定

災害が発生した時に、自主防災会があわてず効果的な活動を行うためには、あらかじめ防災計画を立て、日頃どのような対策を進め、どのような活動を行うか、具体的な内容を話し合っておくことが必要です。

また、土砂崩れの起きやすい場所や近くに溜池や河川があるなどの危険区域の把握と年寄りが多い地域であるなどの実情を踏まえ、よりキメ細かな防災活動計画を立てることが重要です。

ウ．各種台帳の点検・整備

① 世帯台帳の整備

・各世帯の構成や年齢等の把握をしておくと、避難者の把握や負傷者があった場合に役立ちます。

② 人材台帳の作成

・災害発生時に必要となってくる医師や看護師、消防団員などの資格や技術を持った人材を名簿登録し、応急救護や救出救護に活用できるようにしておきます。

③ 災害時要援護者台帳

・災害時に高齢者や障害者などの実態を正確に把握しておくことで、安否確認や避難誘導に役立ちます。

④ 防災資機材整備台帳

・災害時の防災活動に備え、日頃から地域の実情に合った防災資機材を備えておくことは、人命救助や減災といった観点から、必要不可欠です。

・災害発生直後に、すぐに公的機関が救援に来てくれる事は期待できません。自主防災会が防災活動を円滑に行うために、資機材を備えておくことが必要ですが、いざという時に使用できなければ意味がありませんので、全員が使用できるよう、日頃から点検や訓練などで取り扱いをマスターしておくことが大切です。

エ．防災資機材の整備

災害時の防災活動に備えて、日頃から必要な資機材を整備しておくことは重要なことであります。地域の実情などをよく考慮したうえで検討が必要です。

防災資機材は高価なものもありますので、年次計画を立て整備し、市の自主防災会育成補助金を活用するなどして、災害時に備えましょう。

また、いざという時のために備え、日頃から資機材の取り扱いには慣れておくことが必要です。

自主防災会で揃えていただく防災資機材については、資料編の中で整備の参考例として掲載していますので参考にしてください。

２．平常時の防災活動はどんなことを行うか

（１）地域住民への防災知識の普及・啓発

ア．防災知識の普及

災害時に自主防災会が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるには、地域住民が防災に関する知識を持っていることが大変重要ですので、地域住民へ知識や機会を与える必要があります。

自主防災会は「自分たちの地域は自分たちで守る」が基本となりますので、地域住民との連帯感がなければ防災活動が困難となります。住民一人ひとりが、そのことを理解できれば、災害に強いまちに近づくことができます。

イ．家庭内の対策

阪神・淡路大震災で亡くなった方の８割以上は、家屋の倒壊が原因で、ケガをした方の半数近くは家具の転倒による被害でした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞も想定され、食料や飲料水等の救援物資が十分に渡りきらない場合も考えられます。

このことから、各家庭において地震に対する十分な備えをしておくことが大変重要であります。

①家屋の耐震診断と補強

昭和５６年５月以前に建築された木造家屋の耐震診断については、市役所建築担当課に相談してください。耐震診断チェック表が備え付けてありますので、参考にすると良いでしょう。

なお、チェック表により専門家の診断が必要性となった場合は、市の無料耐震診断が受けられます。

また、耐震診断により倒壊の恐れがあると判定された場合は、耐震補強工事に対して市の支援が受けられます。阪神・淡路大震災では、死者の８０％に当たる約５，０００人が木造家屋の下敷きで即死と言われています。

②ブロック塀の点検と改善

昭和５３年に発生した「宮城県沖地震」はマグニチュード７．４。死者は２８人で、その内の１８人はブロック塀や石塀などの転倒による被害でした。重傷者の多くもブロック塀などの転倒被害でした。

避難路や緊急輸送路に面したブロック塀の倒壊は、避難が遅れることや緊急車両の妨げになります。ブロック塀等を作る際は地震のことも計算に入れた強度の高いものするとか、今あるものは点検して強度を高めるか、作り直すか、生け垣に変更にするなどの検討も必要です。

③窓ガラス等の飛散防止対策

ガラスの飛散による被害を防止するには、強化ガラスや飛散防止フィルムを貼ることで防ぐことができます。阪神・淡路大震災では、ガラスの飛散による負傷者も出ていました。

④家具類の転倒防止

建物が耐震改修済みであっても、タンスや食器棚などが倒れてケガをしていては何の意味もありません。家具はしっかり固定し、高いところに物を置かないなどの対策が必要です。冷蔵庫などでキャスターが付いている物は、固定が必要となります。阪神・淡路大震災では地震の揺れで「テレビが飛んだ」という報告もあります。倒れた家具により、外へ逃げる時の障害になることも考えられますので、避難経路には物を置かないようにしましょう。

⑤火災予防

大正１２年９月１日に起こった関東大震災は、発生時刻が昼時と重なり、火を使っていた家庭が多く、死者は約９万９千人ありましたが、その内の９割近い方は焼死と言われております。日常的には消火器やバケツを用意するなどの対策は行われていると思いますが、ガスコンロなどの火気器具や冬季のストーブなどの暖房器具は火災の原因になります。ストーブは耐震自動消火装置付にするなどの安全器具が付いたものにしましょう。

また、阪神・淡路大震災では、家人が避難し、誰も居なくなった家屋で、電気の復旧による通電や配線のショートが原因と思われる火災が発生しています。

⑥非常持ち出し品の準備

大災害が発生した場合には、道路や水道が使用できなくなることも考えられます。また、行政による救援活動もすぐに行われるとは限りません。

家庭内では概ね３日分程度の食料や飲料水を蓄えると共に、救急医療品を準備しておくことが大切です。非常持ち出し品はリュックなどに入れて、避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせ用意してください。

※非常持出品の参考例

種　類	備　蓄　品
食料	・主　食　：　米、乾パン、インスタント食品など ・副　食　：　漬物、梅干し、佃煮、缶詰など ・調味料　：　味噌、醤油、塩など
飲料水	・１人につき１日３㍑の水を３日分
救急医薬品	・包帯、絆創膏、滅菌ガーゼ、三角巾、体温計、はさみ、ピンセット、傷薬、目薬、解熱剤、かぜ薬、常備薬など
あると便利な物	・携帯ラジオ、懐中電気、乾電池 ・衣類、タオル、手袋、雨具、毛布、寝袋、下着、靴下 ・バール、ジャッキ、自転車、テント ・ビニール袋、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、トイレットペーパー、マスク、笛、携帯用カイロ ・缶きり、スプーン、箸、カップ、ナイフ、ラップフィルム ・卓上コンロ、ロープ、ライター、マッチ、現金など **※赤ちゃんの居る家庭**では ・飲料水、ミルク、哺乳ビン、離乳食、スプーン、着替え、オムツ、洗浄綿、おんぶ紐、タオル、バスタオル（ベビー毛布）、ガーゼなど **※妊婦のいる家庭**では ・脱脂綿、ガーゼ、さらし、腹帯、Ｔ字帯、洗浄綿、新生児用品、ティッシュペーパー、ビニール風呂敷、ビニール袋、母子手帳、新聞紙、石鹸など **※高齢者や障害のいる人の家庭**では ・着替え、オムツ、ティッシュペーパー、ガーゼ、障害者手帳、薬、メガネ、予備の補助具など

ウ．家庭内の役割分担

家族みんなの防災意識を高めるため、あらかじめ家庭内で役割を決めておくことは重要です。日頃の防災対策や地震が発生したときに誰が何をするのか、また、家族が離れ離れになったときには、どこに集合するのか、話し合っておくことが必要です。

話し合いには、次の点を確認しておくと良いでしょう。

①地震が起こったときの身の守り方。
②家族が離れているときに災害が発生した場合の連絡方法
③避難場所と避難場所への道順
④火の始末、非常持ち出し品など災害時の家庭での役割分担
⑤応急手当の方法

（２）危険箇所の把握と要援護者対策

防災対策の基本は、自分たちの住む地域に、どのような危険箇所があるのか、どんな人が住んでいるのかを知ることです。まず、地域の安全点検から始めましょう。

地域に、高齢者世帯や障害者、妊婦や乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人などのいる世帯があれば、自主的な避難が困難な場合もありますので、「災害時要援護者名簿」により対象世帯を把握し、支援担当者の割り当てが必要となります。

もちろん、個人情報ですので名簿の取り扱いには十分注意し、安易にコピーしたり、配付したりして、衆人の目に触れることのないよう注意してください。

ア．地理的条件の確認

①土砂災害発生の危険箇所や枯れ草等により火災発生の恐れがある荒地
②消火栓や防火水槽などの消防設備と河川、ため池などの自然水利の場所
③避難場所や避難経路の安全確認

イ．社会的条件の確認

①世帯数、昼夜別人口
②生活必需品の取扱店舗
③医療機関の位置と所要時間
④要援護者支援対策（高齢者のみの世帯や身体障害者、妊婦、乳幼児のいる世帯）
⑤災害時に応急救護や救助活動が行える技術や技能のある人材の把握（元自衛官や元消防署員、元警察官、元医師、元看護師、消防団員など）

ウ．防災マップの整備

地域内の危険箇所や防災施設等を確認したら、その内容を盛り込んだ地域独自の防災マップを作成します。これは地域住民に、よりキメ細かな情報を伝え、災害による被害を軽減するために有効な手段となります。作成には市が作成しているハザードマップなどを参考に、地域で調査した内容を書き込むのも良いでしょう。

エ．自主防災会の活動目標の設定

自主防災会の活動目標や防災訓練、研修会などの計画を策定することは、自主防災会の存在意義に直結する問題です。

①自主防災会の班ごとに計画を検討

多くのメンバーの参加によって、意見を出し合い、各班別に検討する。（活動漏れや災害対策のチェックも行う。）

②優先順位をつけて検討

各班別で検討された意見を基に、相互の関連などを考慮し、テーマ別に整理し、項目別に優先順位をつける。優先順位は、緊急性や重要性、実現可能性などの基準を立てて、それぞれ検討する。

③時間や予算を加味しながら計画作成

優先順位により、テーマ別に整理された項目を、時間的制約や予算などの要素を加味し、活動計画を作成する。

④年間計画や年次計画を作成

自主防災会の現状把握と活動計画が作成できたら、内容を分析し、地域の実情にあった年間計画と年次計画を作成する。

（３）防災訓練の実施

ア．防災訓練の目的

大きな災害が起こった時には、とっさに適切な行動をとるのは大変難しいものです。家屋や道路などの被害のほかに、人的被害も大きくなることが予想されます。

このため、万が一の事態に遭遇しても、落ち着いた行動がとれるよう、日頃から繰り返し十分な訓練を積んでおくことが必要です。定期的にさまざまな訓練を行い、より多くの住民の参加が重要です。

イ．訓練の成果をあげるためには

防災訓練は、まず第１に「地震発生時に役に立つこと」、第２に「防災知識が身につくこと」の２点にポイントを絞って実施することが大切です。

防災訓練をしていても、発生した災害に対応できず、参加した住民に防災知識が根付かなければ、便宜上行っているだけで意味がありません。

訓練の成果をあげるためには、定められた時間内に効果的な訓練を行うことが必要です。まず、訓練の目的や実施要領を明らかにし、実施計画を立ててみましょう。市役所の防災担当者や尾三消防署に相談するのも有効です。

ウ．関連機関との調整

訓練計画ができたら、管轄する消防団や女性消防団員にも協力を呼びかけ、市役所の防災担当に「日時」、「会場」、「参加人数」、「訓練内容」などを連絡しておきましょう。

また、訓練計画作成にあたっては、尾三消防本部などの防災機関に相談するのもひとつの方法です。

エ．地域の特性に応じた訓練の実施

地域によっては土砂崩れの恐れがあるとか、住宅密集地で延焼火災の危険予想地域かなど、その地域の特性に応じた訓練を実施しましょう。

地域内に下記の施設等があれば、その右に記入したような訓練を実施しましょう。

①社会福祉施設がある地域・・・入所者を交えた訓練

②事業所が混在した地域・・・・事業所と住民の合同訓練

③住宅密集地域・・・・・・・・延焼火災を想定した訓練

④病院がある地域・・・・・・・住民と病院の合同訓練

オ．訓練の実施を周知徹底し、日時や訓練内容に変化をつける

訓練日時は、回覧板やポスター、チラシなどで、全ての住民に周知徹底します。毎回同じような内容であれば、参加者も減り、関心も薄れてしまいます。毎回テーマや対象の年代層を絞って、変化に富んだ訓練を実施しましょう。

女性や高齢者、子どもを対象とした避難訓練や情報伝達訓練、地域の災害を想定したイメージトレーニングや図上訓練（ＤＩＧ）などを計画し、マンネリ化にならないような工夫が必要です。

各種防災資機材があれば、操作方法の訓練を取り入れてみるのもよい機会です。防災訓練の中でイベント的な内容を取り入れると参加者も増え、参加しやすくなると思います。

（４）代表的な防災訓練

ア．情報収集・伝達訓練

災害発生直後、住民は恐怖と不安の中で情報を求めます。また、市も地域の情報を求めています。

不確かな情報やデマで住民が混乱することのないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝えることが必要となります。

地域の避難状況や被害状況（死傷者や建物倒壊の有無、交通施設の破損程度等）、火災発生状況、ライフラインの状況等を収集し、正確かつ迅速に住民に伝達する方法について習得します。

【情報収集訓練のポイント】

①内容は的確に

・５Ｗ１Ｈ：誰が、いつ、どこで、何が、どのように、なぜ

②口頭では伝達しない

・必ずメモを取り、口頭だけでは行なわない

③時期に適した報告をする

・第１報は概要だけでも構わない。詳細情報は２報目以降に行う。

④情報の確認

・災害時にはウソやデマが流れがちです。極力情報の事実を確認する。

⑤情報の一元化

・市の対策本部に報告するときは、自主防災会で報告担当者を決めておき、お互いに矛盾することがないようにする。

⑥情報は定期的に報告する

・「異常なし」でも重要な情報です。

⑦通信機器に慣れる

・災害時は携帯電話が使用できない場合が多い。アマチュア無線が使用できる方がいるとよい。

【情報伝達訓練のポイント】

①伝達は分かりやすく簡潔な言葉で

・難しい言葉は避ける

②メモで情報を

・口頭だけで行わず、簡単なメモ程度の文書で行う

③情報は正確に

・受信者に内容を復唱させる

④数字の伝達は注意

・流言には数字がからむことが多いので、数字は特に注意する

⑤行政区内の伝達経路は決めておく

・各世帯への伝達を効率よく正確に行う

⑥視聴覚に障がいのある方には十分に配慮する

・日本語が不自由な外国人にも配慮する

情報収集訓練

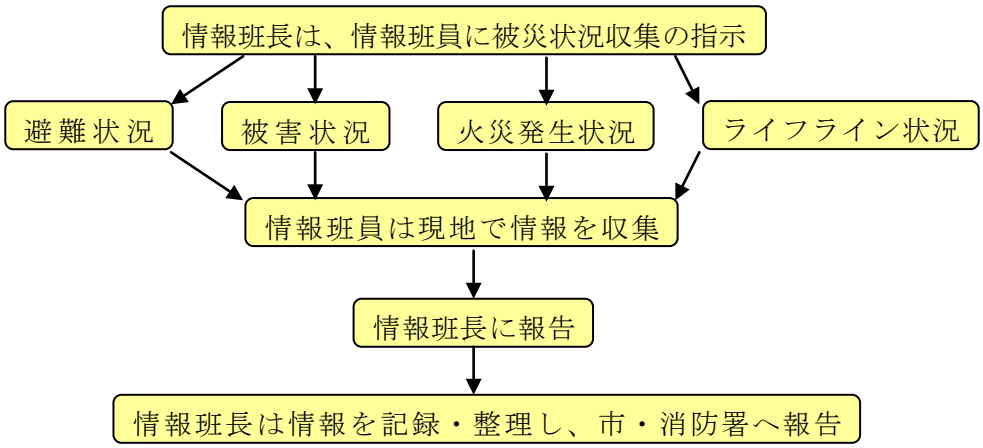

情報伝達訓練

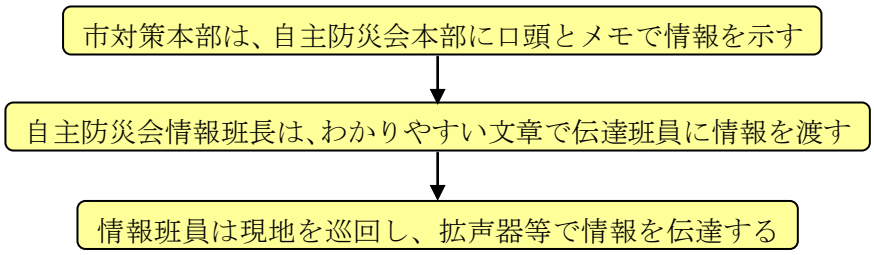

イ．初期消火訓練

大規模な地震災害時に、最も被害を拡大させる要因として火災があります。阪神・淡路大震災でも、火災によって大きな被害を受けています。

1923 年 9 月 1 日の関東大震災では、当時の東京市で 58,420 人の方が亡くなりましたが、その内の約 9 割に当たる 52,178 人は火災によると言われています。

火災の拡大を防ぐためには、各家庭で出火防止対策を積極的に行う必要があり、初期消火活動は欠かせません。

一旦、火災が発生してしまうと大規模火災に繋がる恐れがあるので、初期消火活動を目的として訓練します。消火器やバケツなどの消火用資機材の使用方法や消火技術を習得します。

①消火器を使用した訓練

②バケツリレーでの消火訓練

ウ．避難訓練

突然の災害の発生や警戒宣言が発令されたときに、すばやく安全に避難するには、日頃から避難経路や避難場所などを事前に周知していることが必要です。避難の遅れは生死に関わってきますので、非常に重要な訓練です。避難の際には、服装や携行品などについても指導するとよいでしょう。

また、避難方法だけでなく、リーダーとしての誘導方法や一人で避難することが困難な災害時要援護者の手助けなどを習得することも大切です。

【避難訓練のポイント】

①情報班による避難勧告の伝達

②避難者の人数、災害時要援護者の状況を把握

③広域避難所への避難グループを作り、誘導員や情報員などの役割分担

④リーダーは避難地や避難経路を適切に選び伝達

⑤災害時要援護者を中心に避難者がはぐれないようロープにつかまって避難

⑥避難所へ到達したら、出発時に確認した人数が揃っているか確認

⑦時間帯を変えて夜間に実施することも必要

エ．給食・給水訓練

災害時は救助物資の不足による混乱が予想されます。救援物資を必要とする人の人数を行政区等の班別に集約し、それぞれのリーダーが給食・給水のシステムに従って配給できれば、災害時の混乱が減少できることとなります。

各班のリーダーとなる方は、平常時から班の人数や年齢構成（老人や子供、乳児等）などを把握し、災害対策本部に報告できるようになっておく必要があります。

また、避難所での給食・給水活動をスムーズに行うためには、できれば大なべやハソリ等の資材を確保することやその炊出し方法、非常食の調理法など習得しておく必要があります。

【給食・給水活動のポイント】

①各班のリーダーは、日頃から班の人数や人数構成、災害時要援護者の状況を把握し、自主防災会避難本部に報告できるようにしておく

②救援物資の配給計画を立てる

・救援物資の受入れがスムーズにできるよう配給計画を作成

・行政区内の班・組等の単位の代表者に配給し、混乱を避ける

③給水拠点場所や給水方法を決めておく

・給水車の給水拠点を決めておく

・給水車からの給水方法を訓練しておく

・地域内で井戸等の飲料水が確保できる場所がないか調査する

オ．救出・救護訓練

倒壊家屋からの救出には、かなり技術的、専門的な要素があるため、自主防災会として対応可能な救出訓練を実施します。

大規模災害時には、家具の下敷きや落下物により、多数の負傷者が発生する恐れがあるため、迅速な救出活動が必要となります。事前に消防署員や消防団員、大工、とび職など手慣れた方を中心に指導してもらうのもよい方法です。

いざという時には、近所の方と連携して救出チームを編成し、できるだけ早く救出に当たらなければ、助かる命も助かりません。家具や家屋等の下敷きとなり、長時間にわたり内臓等を圧迫された場合、救出されても生存率はかなり低くなってしまいますので、自主防災会等による素早い行動が最も有効であります。

このため、救出・救護訓練を実施し、地域住民や事業所等の防災意識を高め、必要な技能を身につけてもらう必要があります。

尾三消防本部では、各消防署でケガや病気で大出血を起こしたり、呼吸や心臓が止まった方を救うための、救命講習を実施していますので、相談していただくと良いです。

①骨折に対する応急手当

・骨折部位の確認（出血の確認も）

・骨折箇所の固定（添え木を当て三角巾でつるすなど）

※添え木がない場合は新聞紙や傘、板など身近なもので代用する

②ヤケドに対する応急処置

・熱傷の程度を調べる（Ⅰ度：赤くなる、Ⅱ度：水疱ができ、又は破れている、Ⅲ度：白っぽくなっている）

・Ⅰ度、Ⅱ度の場合（比較的軽い熱傷の場合）

※できるだけ早く冷やし、きれいなガーゼ等を当てて包帯などする

・重度の熱傷

※ヤケドの範囲が広い場合は、低体温症の恐れがあるので、きれいなシーツ等で体ごと包む

※ヤケドの範囲が狭い場合は、きれいなガーゼ等で患部を包む

※できるだけ早く医師の診察が必要

・化学薬品による熱傷

※衣類等はすぐに取り除き、付着した薬品を早く洗い流す（薬品によっては水で洗ってはいけない薬品もあるので注意）

③心肺蘇生法

・被災者の意識の有無を確認（呼びかけたり、肩を軽くたたき反応をみる）

・周囲に助けを求める（意識がない場合は救急車を呼ぶ）

・気道の確保（呼吸のしやすい体勢にする）

・呼吸の有無と脈拍の確認（呼吸は被災者の口や鼻に耳を近づけ確認する。脈拍は手首などで確認する）

・呼吸が止まっているときは人工呼吸を行う

・呼吸が止まり体も動かない場合は、心臓マッサージを行う（心臓マッサージ30回と人工呼吸２回のサイクルを繰り返す）

カ．防災資機材取扱訓練

自主防災会で揃えている防災資機材を確認しましょう。

災害救助工具等を実際に使用し、活用方法などを習得しておく必要があります。

いざという時に活用方法が分からないと宝の持ち腐れとなってしまいます。

キ．図上訓練（ＤＩＧ）

災害図上訓練は、大きな地震により大災害が発生した場合を想定し、地図への書き込みを通して、参加者全員が主体的かつ積極的に災害に対する対応策を考える訓練です。

注　ＤＩＧとは、Disaster(災害) Imagination(想像) Game(ゲーム)のことで、参加者が地図を囲みながら、ゲーム感覚で災害時の対応策を考える「災害図上訓練」のことです。

ＤＩＧの方法は、

ⅰグループ分け（５分程度）

参加者を１グループ１０人程度に分け、リーダーや記録係を決めます。

ⅱ雰囲気づくり（１０分程度）

参加者が話しやすい雰囲気を作るためには、名札をつけ、自己紹介など（災害の体験談とかを交えるのもよい）を行うのもよいでしょう。

ⅲ参加者の立場の明確化と被害想定の説明（１５分）

参加者が、どういった立場で、どのような災害場面に対応するのかを確認し、予め用意した想定被害（ある程度現実的な被害）を説明する。

ⅳ地図への書き込み（６０分～１５０分）

用意された地図に、テーマに応じた様々な防災関係条件（土砂崩れや橋の亀裂など）を書き込む。

①交通施設（道路、河川など）

②防災関係施設（市役所、消防署、避難所など）

③危険箇所（がけ崩れの危険など）

④住宅密集地域

⑤災害時要援護者が多く居住する地域

⑥想定被害地域（液状化現象発生地域など）

ⅴグループ討論（３０分）

作成した地図を見ながらテーマに応じた意見交換を行いましょう。参加者自らが課題を認識し、自然に議論が深まってくれば理想的ですが、難しければ、具体的な課題を提示し、その解決策を考えるのもよいでしょう。

ⅵ成果発表（１０分～３０分）

グループごとに話し合った内容を発表する。発表により、様々な意見を出してもらうことによって、情報が共有化され、参加者の防災に対する考え方が深まります。アドバイスできる立場の人（災害体験者や災害ボランティア経験者など）が居れば、講評してもらうとさらに良いです。

ＤＩＧによって期待できる効果

①地図と対話によって、地域を深く理解できます。

②参加者の間に連帯感が生まれ、信頼関係が生まれます。

③様々の立場の人が加わることで、分野の異なる参加者とも連携や交流が図られます。

３．災害時の活動

平常時の活動で学んだ知識や情報を活用し、実施訓練に基づいた行動を取ることが大切です。

特に予期せぬ大規模地震が発生した場合に、冷静な対応を取ることは難しいですが、日頃からの心がけがあるかないかで大きく変わってきます。

（１）時間的経過に伴う自主防災活動

地震発生

	各個人の行動	自主防災会の活動
１～３分	①地震の揺れに注意し、身を守る ②揺れがおさまったら火を消す（調理中のガスコンロに近づくと返って大ヤケドする危険があります） ③非常脱出口の確保（玄関、窓）	
３～５分	①火の元の確認（ガスの元栓、電気のスイッチ、火が出ていたら初期消火） ②家族の安全確認（ケガの有無） ③靴かスリッパを履く（家の中はガラスの破片が散乱している） ④隣近所に声をかける ⑤近所に火が出ていないか確認 ⑥ラジオや防災無線等で正しい情報収集 ⑦家屋倒壊の危険を感じたらすぐに避難	①隣近所で被災者を助け合う（要援護者の安全確保、行方不明者やケガ人の確認） ②出火防止を呼びかける ③初期消火を実施
１０分～数時間	①みんなで消火・救出活動 ②倒壊家屋に入らない ③正しい災害情報や避難情報を収集（デマに惑わされない） ④絶対に車で避難しない（緊急車両の妨げにもなります） ⑤避難の際はブロック塀等に注意 ⑤電話は緊急電話を優先（安易に電話をかけず、災害用伝言ダイヤル「１７１」等を利用）	①情報班による地域内の被害情報の収集 ②市からの情報を正しく住民に知らせる ③消火班による初期消火活動 ④救出救護班による救出活動 ⑤負傷者の応急救護や救護所への搬送 ⑥地域の事業所などの協力を得る ⑦困難な場合は尾三消防署の出動を要請（被害状況によっては到着が遅れます）
数時間～３日	①自主防災会に協力し、秩序ある避難生活 ②消火・救出活動に協力 ③倒壊した家屋には入らない ④水・食料は備えのものでまかなう	
避難生活		①指定された避難所で避難生活 ②市と協力して避難所運営 ③要援護者に配慮した避難所運営 ④災害ボランティアとの共助

（２）災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の被災状況等）や火災発生の状況を迅速に取りまとめ、市災害対策本部に報告します。災害が起こる恐れがある場合は、すぐに住民に警戒情報を伝えます。

死傷者の人数や建物などの被害状況、火災発生の有無、状態などを正確に伝えることが、今後の応急対策や予防に役立ちます。情報収集とその伝達システムを確立することは、自主防災会にとって非常に重要な活動の一つです。

ア．　情報収集と伝達のポイント

・情報収集を迅速に行うためには、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集すること。（予め記入様式を作成しておけば必要な情報を漏れなく把握できます。）

・各地域の情報を取りまとめ、情報班長が市災害対策本部などの防災関係機関に報告する。（「被害なし」であっても災害の全体像をつかむため、重要な被害情報になります）

・市の防災無線や広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、デマによるパニックが起こらないよう各家庭へ正確な情報を流す。

イ．必要な情報

・人的被害（死者、行方不明者、負傷者（負傷の程度））

・建物被害（全壊や一部損壊等被害の程度）

・公共施設の被害（道路や橋梁、河川等）

・ライフラインの被害（水道施設、交通施設、ガス、下水道等）

・火災

・その他被害（がけ崩れ、地割れ等）

（３）被災者の救出活動

大地震の発生により家屋等が倒壊し、多数の方が生き埋めとなることが想定されます。災害が広範囲になれば、市や消防署等の防災機関だけでは、十分な対応ができません。

地域の自主防災会が協力し、隣近所の方と救出・救助を行うことで、災害被害は最小限に抑えられることができます。

ア．家族の安全確認ができたら、隣人の救出

・家屋等の下敷きになっていないか大きな声で呼びかける

・下敷きになった方がいたら、救出のための人を集める（人が確認できる場合は5人～10人、確認できない場合は20人くらい必要）

・救助には、ノコギリ、ハンマー、バール、油圧ジャッキ（車のジャッキも有効）、スコップ、ロープ等の資機材が必要

イ．自主防災会による救出

・大掛かりな救助には、チェーンソーやエンジンカッター、可搬ウィンチ等を利用した救出

・自主防災会だけで、すぐに救出できない場合は、被災者の位置や人数を的確に把握しておく

（４）消火活動

地震による火災発生を防ぐには、各家庭での出火防止対策が必要です。しかし、火災が発生してしまったら、自主防災会が地域住民の方と協力して、初期消火活動を行うことができれば、被害を最小限度に止めることが可能となります。

ただし、地域で行う初期消火活動は、あくまで火災の延焼を防止するのが目的ですので、決して無理をしてケガなどしないよう注意してください。消防団員や消防署員が到着したら、その指示に従ってください。

【消火活動の手順】

地震発生　揺れが治まってから、すばやく火の始末をする

↓

出　火　消火器、風呂水等を使い家族で消火活動
尾三消防本部にも通報

↓

火災発生　バケツリレーや消火器などにより、自主防災会で初期消火活動

↓

延焼拡大　消防署による消火活動

↓

避　難　自主防災会避難誘導班の指示による避難を開始

（５）医療救護活動

大規模な地震が発生した場合は、多数の負傷者が出ることが予想されますが、すぐに医療機関の治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見したら、まず、適切な応急手当を行ってください。

重傷者の場合は、市が設置する医療救護所等へ搬送してください。医療救護所の設置される場所は、あらかじめ市に確認する必要があります。

ア．人が倒れていたら

・周囲の安全確保（倒れている場所が安全かどうか確認し、危険な場所であれば安全な場所に移動する）
・出血の確認（大出血していたら、直ぐに止血する）
・救急車の要請（意識の有無を確認し、意識が無ければ近くの人に協力を求め、救急車を呼びます）
・口腔の異物除去と清拭（口の中に異物が詰まっていたら取り除き、血液や唾液も拭き取ります）
・気道の確保（意識がないときは、呼吸がしやすいように空気の通り道の気道を確保します）
・呼吸の確認（呼吸が止まっていたら、直ぐに人工呼吸を行います）
・循環サインの確認（人工呼吸を行っても、呼吸運動や咳き込み、体動などの循環サインがなければ、心臓マッサージを行います）

イ．出血の手当

一般的には、体内の血液の 20%が急激に失われると出血性ショック状態となり、30%を失うと生命に危険を及ぼすと言われています。そのため多量の出血がある場合は、迅速な止血処置が必要になります。

・**直接圧迫止血法**（出血部を清潔なガーゼや布などで強く押さえる方法）

・**間接圧迫止血法**（動脈性の出血が激しく続いている時に、包帯やガーゼを準備する前に手で止血点（傷口より心臓に近い所）を圧迫する方法）

・**止血帯法**（手や足の出血で直接圧迫止血法では止血が困難な場合、できるだけ幅の広い止血帯（三角巾、包帯など）で強くしばります。それでも止血できない場合は、止血帯の間に棒などを入れてゆっくり締め付けます。これは最後の手段として行いますが､30 分以上締め付ける場合は､30 分ごとに 1～2 分間緊縛を緩め、血流を再開してください）

（６）避難行動

住民の生命や身体に危険が生じる大火災などが切迫している場合、危険地域の住民に対して災害対策本部長（市長）から避難勧告や避難指示が出ます。

その場合、自主防災会が中心となり、迅速な避難誘導が必要ですが、情報の食い違いによる誤った避難行動は危険を招く場合があります。必ず正確な情報に基づいて行動しましょう。

また、自力で避難することが困難な災害時要援護者の情報は、事前に把握しておき、要援護者の方を優先して、自主防災会の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れがないよう皆で協力することが大切です。（避難経路は日頃から話し合っておくことが大切ですが、災害の状況により変化するので、公的防災機関と連絡を取り合い、正確な情報に基づき、安全に留意して誘導してください）

（７）避難生活

避難生活は、災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由さや不便さが強いられます。お互いに助け合い、協力して少しでも快適に過ごせるよう、自主防災会が中心となって、避難住民の生活の秩序を保つ必要があります。高齢者や障害者などの災害時要援護者へは、特に暖かい配慮が必要となります。

そのためには、あらかじめ避難生活計画書を作成しておくことが必要です。

①市担当、施設管理者、自主防災会で避難所の運営本部を作る。

②運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各班長を置く。

③運営本部の下に自主防災会の班編成を行い、班ごとの役割分担を決める。

④運営本部会議は１日 1～2 回程度開催し、情報収集・伝達、役割等の再確認を行う。

ア．情報の伝達経路

①市からの情報は、避難所に配置された職員が受け、避難所の情報班責任者に伝える。

②情報班責任者は、その連絡を住民に伝達する。

③ラジオ等の情報にも注意する。

イ．掲示板・伝言板の設置

①情報の伝達や共有化に努める

②視聴覚に障害のある方へも情報を伝達する担当を決めるなどして、確実に情報が伝わるよう配慮が必要です。

ウ．安否確認

①安否確認カード等を活用し、住民の安否を確認する。

②避難者リストを作成する。

③親戚や知人宅への避難者は、避難先を明確にし、また、避難先を変更する場合も避難所運営本部へ届け出るようにする。

エ．生活時間を決める

①生活区域や生活上のルール、生活時間を決める。

オ．食料・水の確保

①原則は、各自の非常持ち出しの食料でまかなうことになりますが、火は使わないようにする。

②不足する場合や避難生活が長期にわたる場合は、共同で炊き出しを行います。

③地震直後は断水の可能性もあるので、水は大切に扱い、普段から飲料水を確保しておくことが大切です。

④食事や給水はリーダーの指示に従い、順序良く行います。

⑤高齢者等の要援護者に確実に食事が行き渡るよう配慮が必要です。

カ．ゴミだしのルール

①生ゴミは場所を決めて出します。

②その他のゴミはきちんと分別して出します。

キ．トイレのルール

①トイレは清潔に使い、清掃もきちんとやりましょう。

ク．ペットの対応

①飼い主の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末は徹底しましょう。

ケ．緊急輸送手段の確保

①緊急時に備え、車両を１台程度用意するなど、輸送対策を決めておきます。

コ．プライバシーの保護

①長期の避難生活では、お互いのプライバシーを守ることは精神的なストレスを癒すため必要です。家族単位で区分けし、むやみに立ち入らないようにします。

②更衣室や授乳室を用意することも必要です。

４．近い将来に想定される災害は

（１）地震発生のメカニズム

日本で起きる地震には、大きく分けて２つのタイプがあり、地震のメカニズムは全く異なります。

ア．プレート境界型（海溝型）地震（東海地震等）

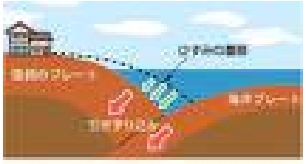

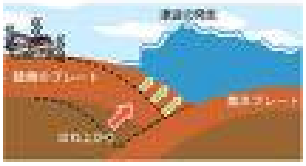

1923 年の関東大地震や 1944 年の東南海地震に代表される海溝型地震は、日本列島周辺にある４つの「プレート」と呼ばれる大きな岩盤の集まりが、年に数センチの速さで動いており、その境界でひずみが蓄積され、限界に達したとき、ハネ上がるため発生しています。

このタイプの地震は、定期的な周期で繰り返し発生し、比較的に震源の浅い海域で発生するため、津波を伴うことが多いのが特徴です。

近い将来、発生が危惧されている東海地震は、過去の東海地域（駿河湾から御前崎）の地震が 100～150 年ごとに繰り返されているのに対して、1854 年の安政地震以来、150 年経った現在、一度も発生していないため、大地震発生の可能性が高くなっているわけです。

イ．活断層型（内陸型）地震

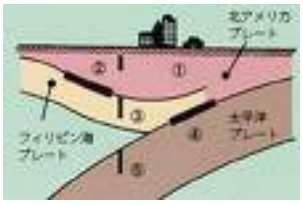

1995 年の阪神・淡路大震災に代表される内陸型地震は、内陸の活断層と呼ばれる地面の裂け目が動いて起こります。プレートの動きによって、プレートが圧迫され、内陸部の岩盤にひずみが生じ、このひずみが大きくなると、内陸部のプレート内部の弱いところで破壊が起き、地震となります。

活断層とは、約 200 万年前から現在まで、繰り返し活動し、将来も活動することが推定されている断層のことで、日本には約 2000 の活断層があると言われています。

阪神・淡路大震災が起こる前は、この地域は大規模な地震とは無縁であろうと言われていただけに、このタイプの地震は、全国どこでも発生の可能性があるという教訓を残しました。

（２）地震の豆知識

ア．震度とは

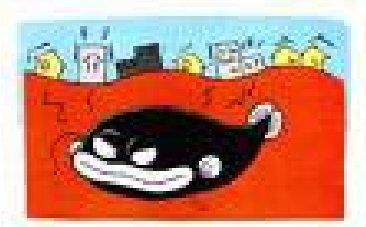

地震の規模は「震度」と「マグニチュード」で表示されますが、震度は、ある地点での揺れの大きさを指します。つまり、自分の居る所が、どれだけ揺れたかを示す尺度が「震度」です。

一般的には、マグニチュードが大きいほど、震源から近いほど、地震の揺れ（震度）は大きくなります。しかし、マグニチュードは震源からの距離が同じであっても、地盤のやわらかな場所では、地盤の特性（揺れが増幅するため）により、揺れは強くなります。

イ．震度階級

震度	人の感じ方・屋内の状況	屋外の状況
0	・人は揺れを感じない。	
1	・一部の人が、わずかな揺れを感じる。	
2	・多くの人が、揺れを感じ、眠っている人の一部が目を覚ます。 ・つり下げの電灯等がわずかに揺れる。	
3	・ほとんどの人が揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいる。 ・棚の食器類が音を立てる事がある。	・電線が少し揺れる。
4	・かなりの恐怖感があり、身の安全を図ろうとする人もいる。 ・眠っている人のほとんどは起きる。 ・つり下げ物は大きく揺れ、棚の食器類は音を立てる。	・電線は大きく揺れ、歩いている人でも揺れを感じる。 ・自動車を運転していても気づく人がいる。
５弱	・多くの人が身の安全を図ろうとする。 ・行動に支障を感じる人もいる。 ・つり下げ物は激しく揺れ、棚の食器類や書棚の本が落ちることがある。 ・固定してない家具が移動したり、不安定なものは倒れたりすることもある。	・窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・電柱が揺れるのが分かる。 ・補強されてないブロック塀等は崩れる事がある。 ・道路に被害が生じることがある。 ・耐震性の低い建物で壁や柱が破損する事がある。
５強	・非常な恐怖を感じ、多くの人が行動に支障を感じる。 ・重い家具でも倒れたり、ドアが変形して開かなくなったりすることもある。	・補強されてないブロック塀の多くが崩れ、墓石も倒れることがある。 ・自動車の運転は困難となる。 ・耐震性の高い建物でも壁に亀裂が生じることがある。
６弱	・立っている事が困難になる。 ・固定してない家具は移動か転倒し、ドアも開かなくなることがある。	・かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損し、落下することがある。 ・耐震性の低い建物では倒壊することがある。
６強	・立っている事が困難になる。 ・固定していない家具のほとんどが移動し、転倒する。 ・戸が外れて飛ぶことがある。	・多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損し、落下する。 ・補強されていないブロック塀は、ほとんど崩れる。
7	・揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。 ・ほとんどの家具は転倒し、飛ぶこともある。	・耐震性の高い建物でも傾き、大きく破壊するものがある。 ・補強されたブロック塀でも破損することがある。

ウ．マグニチュードとは

マグニチュードは、地震の規模を表す単位です。地震のエネルギーは、マグニチュードに比例します。マグニチュードが「１」大きいと 32 倍、「２」大きいと約 1000 倍のエネルギーとなります。

震度（揺れの大きさ）は、震度計により観測され、発表されますが、マグニチュードは、震度から推定して決められます。

例えば、池に大きな石を落とせば大きな波ができますが、小さな石であれば小さな波となります。つまり、波を観察すれば落とした石の大きさが推定できるということです。この場合、波が「揺れの大きさ」、石が「マグニチュード」ということです。

（３）発生が危惧されている東海地震とは

東海地震とは、駿河湾から御前崎付近を震源として、発生が予測される大規模地震のことを指します。

先ほど「地震発生のメカニズム」のところで少し触れましたが、右の図のように日本列島の太平洋岸では、４つのプレートが交わっています。

このプレートが、年に数センチの速さで動いているため、プレート同士が重なり合う境界で、ひずみが起こり、限界に達すると、ハネ上がるため大きな地震が発生します。

このプレートの潜り込みによる地震は、一定の周期で繰り返し発生しています。

過去の東海地域での地震の発生状況は、右中段の図のように、上から **1707 年に「宝永地震」**が発生し、147 年経過後の **1854 年に「安政地震」**が発生しています。その後、92 年経過した **1944 年に「東南海地震」が、1946 に「南海地震」**が連続発生しています。

しかし、下図のように、この東海地震の震源域とされる地域（「空白域」と記したところ）では、「1854 年の安政地震」発生以後、大規模地震の発生がないため、地震のエネルギーが蓄積されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくないと言われている訳であります。

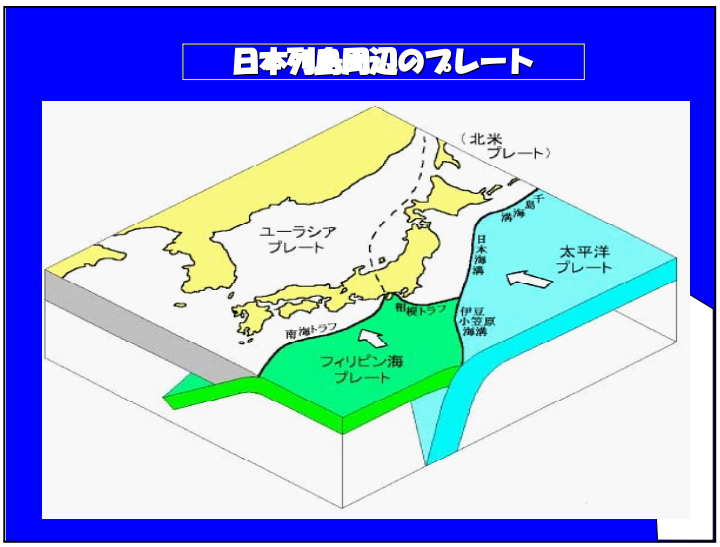

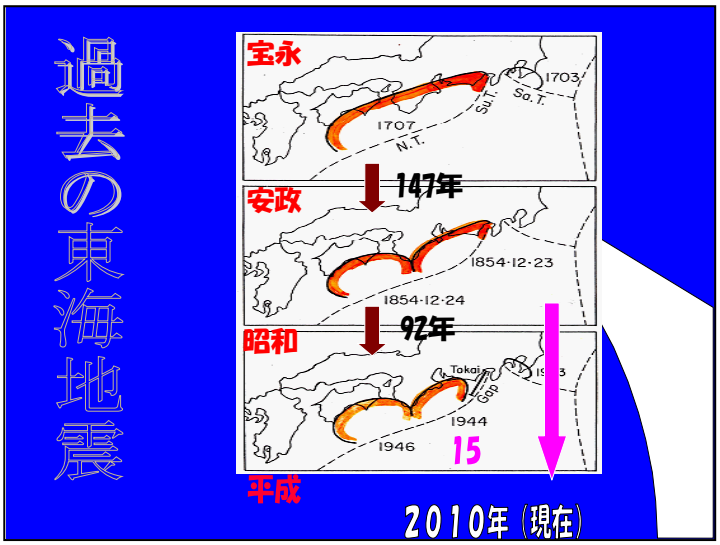

ちなみに「宝永地震」の 102 年前の 1605 年には「**慶長地震**」が発生し、その 107 年前の 1498 年には「**明応地震**」がこの東海地域で発生しています。

（４）東海地震と東南海地震の被害想定（みよし市の被害）

		東海地震と東南海地震が同時に発生	東海地震が単独で発生	東南海地震が単独で発生
地震の揺れ		震度６弱	震度５強	震度５強～６弱
建物の被害		全壊：約　７０棟 半壊：約４９０棟	全壊：約　２０棟 半壊：約　８０棟	全壊：約　５０棟 半壊：約３１０棟
火災		出火の可能性は、ほとんどありません		
ライフライン	上水道	約４，７００戸	約　５０戸	約１，８００戸
	都市ガス	被害はありません		
	ＬＰガス	約　２９０戸	約　５０戸	約　１９０戸
	電力	約３，５００口	約　５３０口	約３，１００口
	電話	約１，０００件	約　１０件	約　７１０件
死者数		ほとんどありません		
負傷者数		約　９０人	約　１０人	約　５０人
帰宅困難者（突発時）		約７，７００人	約７，７００人	約７，７００人
避難所生活者（1 日後）		約１，９５０人	約　９０人	約　９２０人

※被害の程度は「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書―想定地震に基づく被害想定―」（愛知県防災会議地震部会　平成 15 年 3 月）の内容をもとに作成しています。

（５）地震以外の災害

ア．風水害の基本対策

台風や大雨による風水害被害も一人ひとりでの対策が必要です。

台風は地震と違って、事前に規模や襲来時間をある程度予測することができます。

正確な情報をいち早くつかみ、万全の対策をとり、被害を最小限に抑えるようにしましょう。台風がもたらす風は破壊力が強く、特に進路の右側は強風となりますので注意が必要です。

風水害被害を最小限に抑えるには、一人ひとりが気象情報に注意して、早めの対策を取ることです。

【対策】

①ラジオやテレビ等の気象情報や市からの防災関係の情報に注意しましょう。

②外出先から早く帰宅し、家族全員で話し合い、家族が離れたときの連絡方法や避難場所を確認しておく。

③停電に備え懐中電気や携帯ラジオ等を用意する。

④貴重品等の非常持ち出し品はまとめておく。

⑤豪雨によって、災害の危険性が高い地域では、いつでも避難できるように準備をする。

⑥危険が迫ってきた場合には、避難勧告や指示が発令されます。自主防災会などの単位で、リーダーや警察官等の誘導に従って速やかに避難しますが、避難勧告や指示がなくても、住んでいる地域が危険な場合や子供やお年寄り、身体が不自由な方がいる場合は、早めの自主避難が必要です。

５．資料

（１）自主防災会規約（参考例）

＿＿＿＿＿区自主防災会設置規約

（目　的）

第１条　この規約は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（名　称）

第２条　本会は、＿＿＿＿区自主防災組織（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第３条　本会の事務所は、＿＿＿＿区に置く。

（事 業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)　防災に関する知識の普及に関すること。

(2)　地震等に対する災害予防に関すること。

(3)　地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

(4)　防災訓練の実施に関すること。

(5)　防災資機材の備蓄に関すること。

(6)　その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会 員）

第５条　本会に、次に役員を置く。

(1)　会　長　１名

(2)　副会長　１名

(3)　書　記　１名

(4)　会　計　１名

(5)　幹　事　若干名

(6)　監査役　２名

（役員の選任）

第６条　会長は、区長をもってこれに充て、副会長は区役員の内から会長が任命する。

2　書記、会計及び幹事は区役員の推薦、監査役は代表者会議の推薦に基づき、それぞれ会長が推薦し委嘱する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は、１年とする。

2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第８条　役員の職務は、次のとおりとする。

(1)　会長は、本会を代表し、会務を総括し地震等発生時における応急活動の指揮命令を行う。

(2)　副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時には、その職務を代行する。

(3)　書記及び会計は、会の庶務並びに会計を掌る。

(4)　幹事は、会務の運営にあたる。

(5)　監査役は、会の会計を監査する。

（会 議）

第 9 条　本会の会議は、次のとおりとする。

(1)　代表者会議

(2)　幹事会

（代表者会議）

第 10 条　代表者会議は、役員及び区各組の代表者をもって構成する。

2　前項の代表者の定数は、会長が別に定める。

3　代表者会議は、毎年 1 回開催する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

4　代表者会議は、会長が招集する。

5　代表者会議は、次の事項を審査する。

(1)　規約の改正に関すること。

(2)　防災計画の作成及び改正に関すること

(3)　事業計画に関すること。

(4)　予算及び決算に関すること。

(5)　その他代表者会議が特に必要と認めたこと。

6　代表者会議は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第 11 条　幹事会は、監査役を除く役員をもって構成する。

2　幹事会は、会長が必要と認めた場合に、開催することができる。

3　幹事会は、次の事項を審議し実施する。

(1)　代表者会議に提出すべきこと。

(2)　代表者会議により委任されたこと。

(3)　その他、幹事が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第 12 条　本会は､地震等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

2　防災計画は、次の事項について定める。

(1)　地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2)　防災知識の普及に関すること。

(3)　防災訓練の実施に関すること。

(4)　警戒宣言発令時及び地震の発生時における情報の収集伝達，出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び衛生活動に関すること。

(5)　その他必要な事項。

（会　計）

第 13 条　本会の経費は、補助金並びにその他収入をもって充てる。

2　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（会計監査）

第 14 条　会計監査は､毎年 1 回監査役が行う。ただし､必要がある場合は臨時にこれをおこなうことができる。

2　監査役は、会計監査の結果を代表者会議報告しなければならない。

附　則

この規約は平成　年　月　日から施行する。

（２）防災資機材一覧表（参考例）

自主防災会防災資機材整備の参考例

班　名	目　的	防災資機材	用　　途			備　考
			地　震	風水害	標　準	
Ａ情報班	情報収集、伝達用	メガホン	○	○	○	
		携帯用ラジオ	◎ ●	◎	◎	
		住宅地図	◎ ●	◎	◎	
		ハンドマイク	◎ ●	◎	◎	
		携帯無線機	◎ ●	◎	◎	
		筆記用具	○	○	○	
		懐中電灯	◎ ●	◎	◎	
		携帯電話用充電器	○	○	○	
Ｂ消火班	初期消火用	消火器	◎	△	○	
		ホース	◎ ●	◎	○	
		水バケツ	◎ ●	◎	◎	
		ヘルメット	◎	○	○	
		防火衣	△	△	△	
		とび口	△	△	△	
		可搬式小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ	◎ ●	○	○	
Ｃ救出救護班	応急手当、救助活動、避難所活動	バール	◎	○	◎	
		はしご（脚立）	◎	○	◎	
		のこぎり	○	○	○	
		スコップ	◎ ●	◎	◎	
		なた	△	△	△	
		つるはし	○	○	○	
		ジャッキ	◎	△	○	
		ペンチ（ｸﾘｯﾌﾟｱｰ）	◎	○	○	
		ハンマー	○	○	○	
		大ハンマー	◎	○	◎	
		かけや	○	◎	○	
		金属杭	○ ●	◎	○	
		土のう袋	○ ●	◎	◎	
		救命ロープ	◎ ●	◎	◎	
		チェンソー	◎	○	◎	
		ウィンチ	○	△	○	
		斧	△	△	△	
		一輪車	○	◎	○	

※　◎特に必要　　○必要　　△あれば好ましい　　●液状化危険地区に必要
（地震防災対策マップ及びハザードマップ参照）

班　名	目　的	防災資機材	用　　途			備　考
			地　震	風水害	標　準	
C救出救護班	応急手当、救助活動、避難所活動	リヤカー	◎ ●	◎	◎	
		鉄パイプ	○	△	△	
		角材	△	○	△	
		防塵マスク	○	△	△	
		メガネ（ゴーグル）	○	△	△	
		担架	○	○	○	
		救急セット	○	○	○	
		毛布	◎	○	◎	
		防水シート	◎ ●	◎	◎	
		テント	◎	△	◎	
		寝袋	◎	○	◎	
		簡易ベット	◎	○	◎	
D避難誘導班	避難所へ安全に誘導	強力ライト	◎ ●	◎	◎	
		ハンドマイク	◎ ●	◎	◎	
		警笛	◎	○	○	
		投光器	◎ ●	◎	◎	
		発電機	◎ ●	◎	◎	
		燃料	◎ ●	◎	◎	
		ロープ	◎ ●	◎	◎	
E給食給水班	食料や飲料水の調達、調理、配給	炊飯装置一式	○	△	○	
		コンロ（携帯式）	◎ ●	○	◎	
		ガスボンベ（携帯式）	◎ ●	○	◎	
		ポリ給水タンク	◎ ●	○	◎	
		飲料用水袋	◎ ●	△	◎	
		配膳用食器	○	△	○	
		リヤカー	◎ ●	△	◎	

※　◎特に必要　　○必要　　△あれば好ましい　　●液状化危険地区に必要
（地震防災対策マップ及びハザードマップ参照）

（３）各種台帳（参考例）

ア．人材台帳(例)

自主防災会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資格・技能等	ふりがな 氏　　名	住　　所	職　業	連絡先(TEL)	備　考

※資格・技能の欄は、元自衛官とか元消防署員、消防団、元警察官、元医者、元看護師等を記入

※個人情報の取扱には十分注意すること。

イ．災害時要援護者台帳(例)

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳

行政区名		自主防災会長確認欄	民生児童委員氏名		TEL	
組　　名					FAX	

災害時要援護者《高齢要介護者・ひとり暮らし高齢者・障がい者・その他（　　）》

住所　　TEL

フリガナ
氏名　　（男・女）　生年月日　　年　　月　　日

緊急時家族等の連絡先（ひとり暮らしの場合のみ）

フリガナ
氏名　　続柄（　　）TEL

フリガナ
氏名　　続柄（　　）TEL

家族構成（本人含む） 人	**住宅の着工時期** 昭和 平成　　年　　月　　日（以前　以降　不明）

特記事項

（必要な保健・医療・福祉サービス）

地域支援者（助け合う仲間）	**地域支援者**（助け合う仲間）
住所 フリガナ 氏名 TEL	住所 フリガナ 氏名 TEL
地域支援者（助け合う仲間）	**地域支援者**（助け合う仲間）
住所 フリガナ 氏名 TEL	住所 フリガナ 氏名 TEL

同意欄

みよし市長　様

私は、災害時などに地域の助けを受けたいため、上記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を自主防災会及び、民生・児童委員、地域支援者の方々に提供することに同意します。

平成　　年　　月　　日

代理人住所

本人氏名　　印　　氏名　　印（続柄　　）

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

みよし市長　　久　野　知　英

作　成	H　　年　　月　　日		
廃　止	H　　年　　月　　日		
理　由	H　　年　　月　　日	整理番号	

ウ．安否確認用カード(例)

避難所名		記録日時	年　月　日　時　分頃
自宅住所	TEL		
避難日時	年　月　日　時　分頃	退所日時	月　日　時頃
退所後住所		退所後連絡先	

氏名・年齢	性	避難の状況等	健康状況等	備考
ふりがな （　　才）	男・女	□この避難所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （場所：　　） □連絡がとれない	□平常 □けが □病気 □要援護 □死亡	
ふりがな （　　才）	男・女	□この避難所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （場所：　　） □連絡がとれない	□平常 □けが □病気 □要援護 □死亡	
ふりがな （　　才）	男・女	□この避難所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （場所：　　） □連絡がとれない	□平常 □けが □病気 □要援護 □死亡	
ふりがな （　　才）	男・女	□この避難所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （場所：　　） □連絡がとれない	□平常 □けが □病気 □要援護 □死亡	
ふりがな （　　才）	男・女	□この避難所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （場所：　　） □連絡がとれない	□平常 □けが □病気 □要援護 □死亡	
ふりがな （　　才）	男・女	□この避難所に避難している □自宅に残っている □他の場所に避難している （場所：　　） □連絡がとれない	□平常 □けが □病気 □要援護 □死亡	

※個人情報の取扱には十分注意すること。

エ．避難者名簿(例)

避難所名			開設期間		年　月　日　時から 年　月　日　時まで		
番号	住　所	氏　名	年齢	性別	避難日時	退所日時	備　考
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	

※備考欄には、要援護の有無等を記入する。

※個人情報の取扱には十分注意すること。

オ．避難所日誌（例）

避　難　所　日　誌

日　時	事　　柄	措置の内容	対応者	備　考
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				
月　　日 時　　分				

※個人情報の取扱には十分注意すること。

（４）避難場所等防災関連施設

ア．避難場所一覧

○広域避難場所（主に地震災害）

番号	避　難　場　所	電話番号 (0561)	所　在　地
１	中部小学校	32－1044	三好町宮ノ越３１番地
２	北部小学校	36－1047	福谷町坂上１２番地
３	南部小学校	32－1062	明知町上細口２７番地
４	天王小学校	32－2383	三好町天王５１番地７５
５	三吉小学校	34－3888	三好町半野木１番地２７
６	三好丘小学校	36－3220	三好丘七丁目１番地
７	緑丘小学校	36－8800	三好丘緑一丁目１番地１
８	黒笹小学校	36－1928	黒笹町丸根１２４１番地５
９	三好中学校	32－1043	三好町宮ノ越４２番地
１０	北中学校	36－4565	三好丘桜一丁目１番地１
１１	南中学校	34－1232	打越町三百目３番地
１２	三好丘中学校	31－0781	三好丘二丁目１４番地１０
１３	三好高校	34－4881	三好町東山１１０番地１
１４	三好公園総合体育館	34－3131	三好町池ノ原１番地
１５	文化センター　サンアート	32－2000	三好町大慈山１番地１
１６	南部地区コミュニティ広場	34－3370	打越町九蔵釜７４番地

○一時避難場所（主に風水害）

番号	避　難　場　所	電話番号 (0561)	番号	避　難　場　所	電話番号 (0561)
１	黒笹公民館	36－2343	３６	中央図書館	34－3311
２	黒笹老人憩いの家	36－5345	３７	中部老人憩いの家	32－2571
３	三好丘あおばふれあいセンター	35－5858	３８	三好下公民館	32－1053
４	三好丘旭集会所	36－0566	３９	三好下児童館	34－2088
５	三好丘集会所	36－3155	４０	すみれ保育園	34－3123
６	ひばりケ丘ふれあいセンター	36－5200	４１	西一色児童館	32－1032
７	三好丘緑集会所	36－1151	４２	西一色老人憩いの家	34－3200
８	高嶺公民館	36－1643	４３	西一色集会所	32－0811
９	みどり保育園	36－3330	４４	なかよし保育園	32－3048
１０	三好丘桜集会所	36－1213	４５	打越保育園	34－0123
１１	福谷公民館	36－1690	４６	山伏住宅集会所	34－0961
１２	福谷児童館	36－1585	４７	打越公民館	32－1033
１３	福谷老人憩いの家	36－2080	４８	打越老人憩いの家	34－4633
１４	城山保育園	36－3310	４９	打越児童館	34－1022
１５	福谷住宅集会所		５０	明知上公民館	32－3055
１６	莇生公民館	32－1693	５１	明知上児童館	34－1016
１７	莇生老人憩いの家	34－2621	５２	明知上老人憩いの家	32－3600
１８	莇生児童館	34－3327	５３	明知保育園	32－1035
１９	莇生保育園	34－7557	５４	明知下公民館	32－1009
２０	高嶺児童館	34－5402	５５	明知下児童館	34－0622
２１	平池集会所	34－0965	５６	明知下老人憩いの家	34－1067
２２	新屋児童館	34－0751	５７	福田老人憩いの家	34－0255
２３	新屋老人憩いの家	34－1577	５８	福田児童館	34－5018
２４	天王保育園	32－2346	５９	蜂ケ池児童館	34－1850
２５	東山老人憩いの家	34－0300	６０	三好下老人憩いの家	34－6633
２６	東山住宅集会所	34－0972			
２７	東山児童館	34－3980			
２８	東山集会所	34－4955			
２９	上ケ池集会所	34－0975			
３０	中島住宅集会所	34－6605			
３１	わかば保育園	34－1151			
３２	三好上公民館	32－1001			
３３	三好上児童館	34－4067			
３４	中央公民館	32－2162			
３５	福祉センター	34－1588			

イ．防災関連施設

○防災機関

機関名	電話番号	備考
みよし市役所	0561－32－2111	
みよし市民病院	0561－33－3300	
尾三消防本部	0561－38－0119	
尾三消防本部みよし消防署	0561－36－0119	
尾三消防本部みよし消防署南出張所	0561－34－0119	
愛知県豊田警察署三好交番	0565－35－0110	豊田警察署経由
愛知県豊田警察署三好丘交番	0565－35－0110	豊田警察署経由
愛知県豊田警察署明知駐在所	0565－35－0110	豊田警察署経由
愛知県豊田加茂建設事務所	0565－35－1311	
衣浦東部保健所	0566－21－4778	
西日本電信電話㈱名古屋支店	113	
中部電力㈱豊田営業所	0565－31－0390	
東邦ガス㈱豊田営業所	0565－32－3070	
愛知中部水道企業団	0561－38－0030	

○消防団詰所

分団名	所在地	分団名	所在地
新　屋	三好町池ノ原１番地２４	打　越	打越町前田３２番地
三好上	三好町上１０２番地１	莇　生	莇生町小金下２番地２３
三好下	園原二丁目１番地１	福　谷	福谷町寺ノ前２１番地
西一色	西一色町池ノ内１８番地１	黒　笹	黒笹町前田４７２番地７
福　田	福田町東屋敷２番地４	東　山	三好町弥栄６３番地１
明知上	明知町東谷９番地１	高　嶺	三好丘緑四丁目１１番地５
明知下	明知町下屋敷１３番地１	―	―

○防災倉庫

番号	設置場所	所在地	番号	設置場所	所在地
１	市役所（防災倉庫）	三好町小坂 50	１２	緑丘小学校	三好丘緑 1-1-1
２	市役所（備蓄倉庫）	西陣取山 90	１３	黒笹小学校	黒笹町丸根 1241-5
３	莇生水防倉庫	莇生町川原 1	１４	三好中学校	三好町宮ノ越 42
４	みよし消防署水防倉庫	福谷町才戸 50	１５	北中学校	三好丘桜 1-1-1
５	同上　南出張所水防倉庫	明知町西ノ口 59－17	１６	南中学校	打越町三百目 3
６	中部小学校	三好町宮ノ越 31	１７	三好丘中学校	三好丘 2-14-10
７	北部小学校	福谷町坂上 12	１８	三好公園総合体育館	三好町池ノ原 1
８	南部小学校	明知町上細口 27	１９	三好高校	三好町東山 110-1
９	天王小学校	三好町天王 51	２０	サンアート	三好町大慈山 1-1
１０	三吉小学校	三好町半野木 1-27	２１	明越会館	打越町九蔵釜 1
１１	三好丘小学校	三好丘 7-1	２２	―	―

（５）災害用伝言ダイヤル「１７１」とは

地震が発生してから重要なのが通信手段の確保ですが、発生後から数日間は、被災地への安否確認や見舞い、問合せなどの電話が集中し、被災地では携帯電話だけでなく、一般電話も繋がりにくくなります。安易な電話は避け、緊急時の電話を最優先とし、災害用伝言ダイヤルを利用しましょう。

災害用伝言ダイヤルは、震度６以上の地震が発生し、被災地への電話が繋がりにくい状況になった場合、ＮＴＴが判断して利用可能とする仕組みになっています。

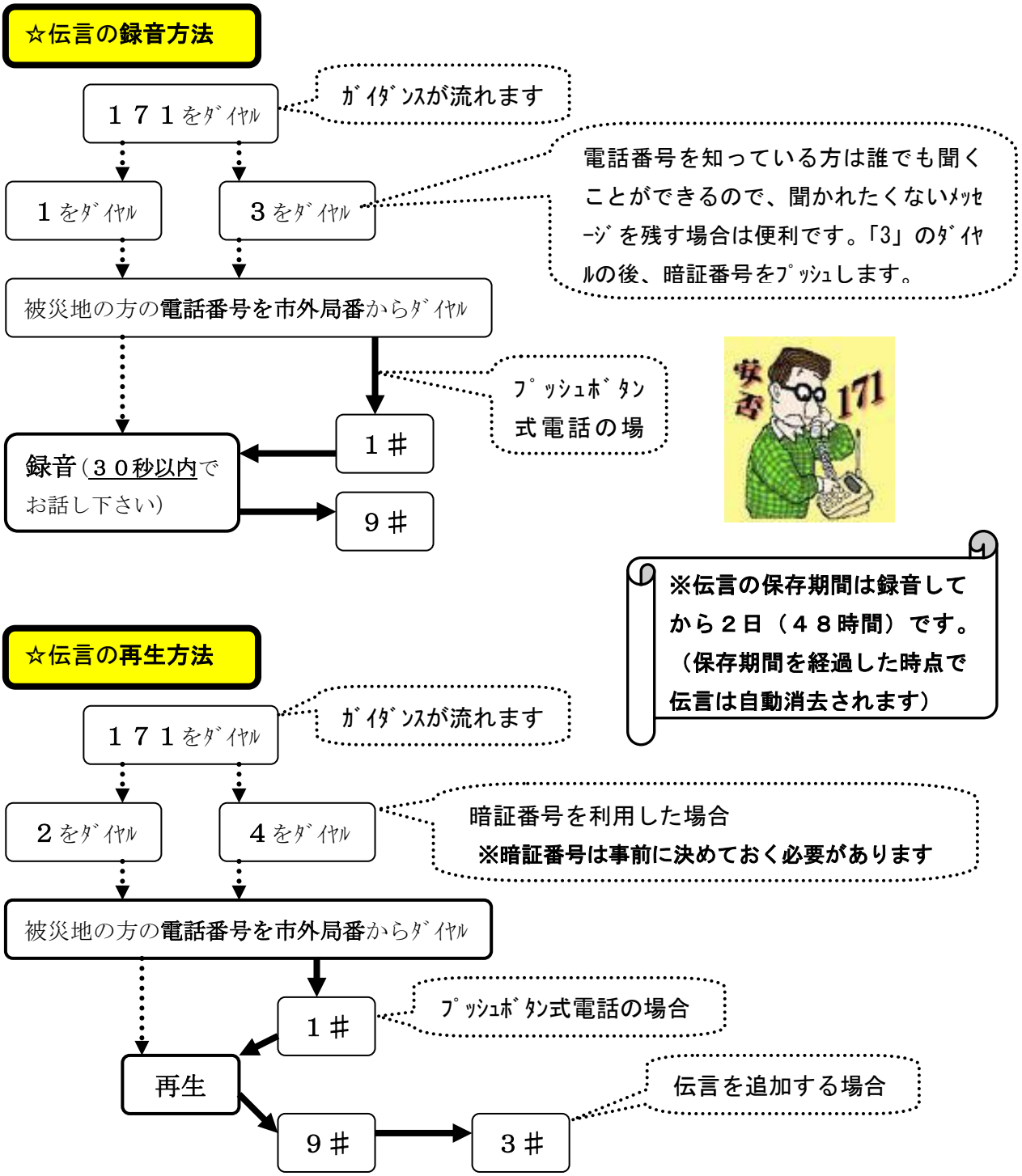

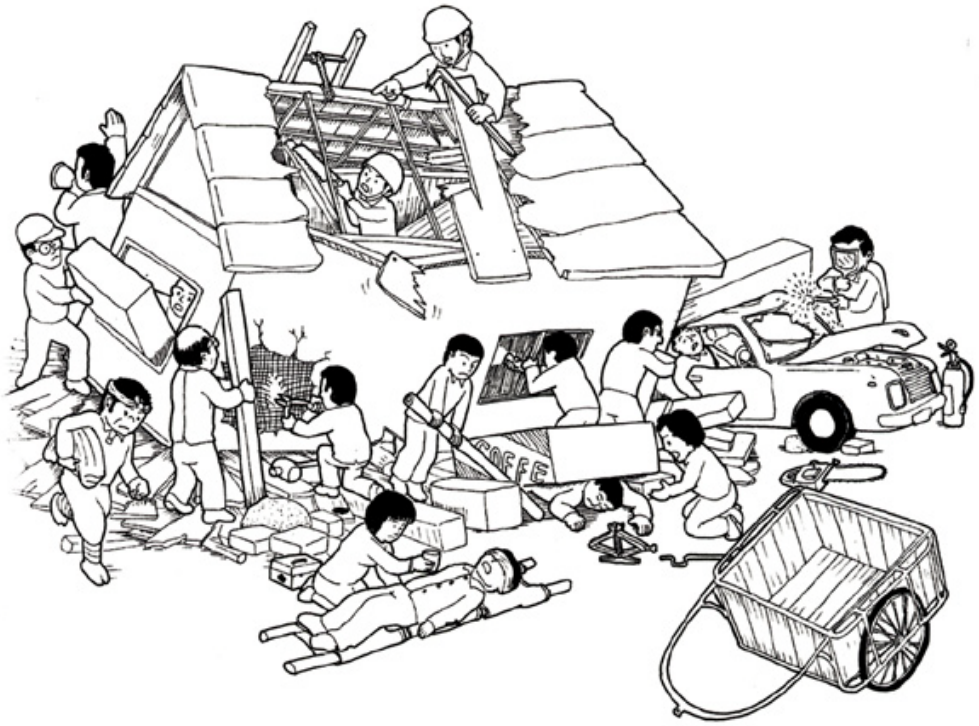

発行年月　　平成２２年３月

編集・発行　　みよし市市民協働部防災安全課

〒４７０－０２９５

みよし市三好町小坂 50 番地

電　話　　０５６１－３２－８０４６